

さくら

さくら斎場



さくら斎場施設使用料一覧表

【火葬料金(非課税)】

区分 (1体当たり)	組合内	組合外	備考
	佐倉市、四街道市、酒々井町	左記以外の市町村	
大人(12歳以上)	7,000円	100,000円	待合室1室の使用含む (追加使用の場合は下記のとおり)
子供(12歳未満)	6,000円	80,000円	
死胎	3,500円	60,000円	
改葬	2,500円	30,000円	
身体の一部(手、足等)	2,500円	30,000円	

【待合室使用料(追加の場合のみ)】

区分	組合内	組合外	備考
1室当たりの追加料金	5,500円	16,500円	通夜、告別、火葬の区分毎で算定

【靈安室使用料】(火葬・式場を使用する場合のみ使用可、靈安室だけの使用不可)

区分	組合内	組合外	備考
最初の24時間まで	3,300円	6,600円	靈安室へのご遺体の安置及び面会は、午前9時～午後5時まで(面会の際は葬儀業者の立会いが必要)
以降12時間毎	1,100円	2,200円	

【式場使用料】(使用時間 午後2時30分から翌日の午後1時30分まで)

※ ただし、組合外の方は、4月1日(通夜)から11月30日(告別式)までの利用が可能となります。

区分	組合内	組合外	備考
通夜～告別式	99,000円	198,000円	祭壇、その他付属設備及び待合室1室の使用を含む

【第3告別室使用料】・午前 使用時間：午前8時45分から午前10時15分まで(準備・片付け含む)

・午後 使用時間：午後1時15分から午後2時45分まで(準備・片付け含む)

区分	組合内	組合外	備考
特別使用	5,500円	11,000円	午前1件、午後1件

【証明等交付手数料】(分骨証明書等)

区分	組合内	組合外	備考
1件1通につき		300円	火葬証明書は再発行の場合

詳しくは、「さくら斎場」までお問い合わせください。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合(さくら斎場)
〒285-0043 佐倉市大蛇町790番地4
TEL 043(484)0846 FAX 043(486)2304
ホームページ <https://www.fune-sakurambo.jp/>



1

予約申込み

さくら斎場の予約申込みは、インターネット経由で24時間申込みが可能です。ただし、利用者登録をした葬儀業者に限ります。

ご遺族等が直接予約申込みされる場合は、さくら斎場の窓口又は電話により、午前8時30分から午後5時までの間で受付します。

2

休場日

■ 友引の日（通夜による式場利用は可）

■ 1月1日から1月3日まで

（1月3日の通夜による式場利用は可。ただし、1月4日が友引日の場合は除きます。）

■ 管理者が特に必要と認めた日

（友引日の前日及び12月31日の通夜による式場は利用できません。）

3

火葬について

■ 火葬時間 午前9時から午前11時30分まで、30分単位

（斎場到着時間） 午後1時から午後3時まで、30分単位

○ 棺の大きさは、原則、横幅60cm×高さ50cm×長さ200cm以内です。

○ 分骨を希望の方は、予約申込時に申請してください。

○ さくら斎場では、残骨灰に含まれる金・銀・パラジウムといった有価物を、資源循環を目的として専門業者に売り渡します。売り渡しによる収益は、施設の維持・改修等の財源として大切に活用します。なお、残骨灰については、持ち帰りも可能です。

4

副葬品に関するお願い

○ 棺の中に入れることができる副葬品は「生花」、「数枚の手紙・写真」となります。

○ ペースメーカー等の体内医療機器は、火葬中に破裂し、受傷事故のおそれがあり危険ですので、必ず、ペースメーカー等の装着の有無を事前にご連絡ください。

○ ドライアイスは、火葬の燃焼を妨げますので、出棺の前に棺から取り出してください。

5

式場及び第3告別室について

○ 式場及び第3告別室は、組合内、組合外ともにご利用が可能です。

ただし、組合外の式場利用は、4月1日通夜から11月30日告別式までとなります。

(1) 式場

○ 2式場あります。1式場の収容人数は80名程度です。

○ 通夜の待合室の利用は、準備・片付け時間を含めて午後5時から午後9時までです。

○ 祭壇は、仏式、正宗式、神式、キリスト教式を用意しています。持込みも可能です。

○ 遺族控室でのお泊まりは可能ですが、入浴設備、寝具はありません。

寝具は、売店で貸し布団の取次ぎを行っています。持込みも可能です。

○ 車での来場者が多い場合は、駐車場に誘導員を配置していただきます。

(2) 第3告別室（1日2件（午前1件・午後1件））

第3告別室は、午前10時及び午後2時30分の火葬に限り、火葬前に1時間以内で、告別式等のお別れができる場所として貸出しを行っています。

○ 収容人員は20名程度です。備品はイス20脚、テーブル等を用意しています。

○ 祭壇の用意はありません。音響機器の持込みはできません。

6

お願い

- 霊安室へのご遺体の安置及び面会は、午前9時から午後5時までです。
なお、面会の際は、葬儀業者の立会いが必要となります。
- お茶（茶器）の用意はありません。自動販売機等をご利用ください。
- ゴミ箱の設置はありません。飲食物及び生じたゴミ類は、すべてお持ち帰りください。
- 使用料（火葬料金、式場使用料等）のお支払いは、現金のみとなっております。
- さくら斎場は、公共の施設です。職員への心付け等は、お断りしております。

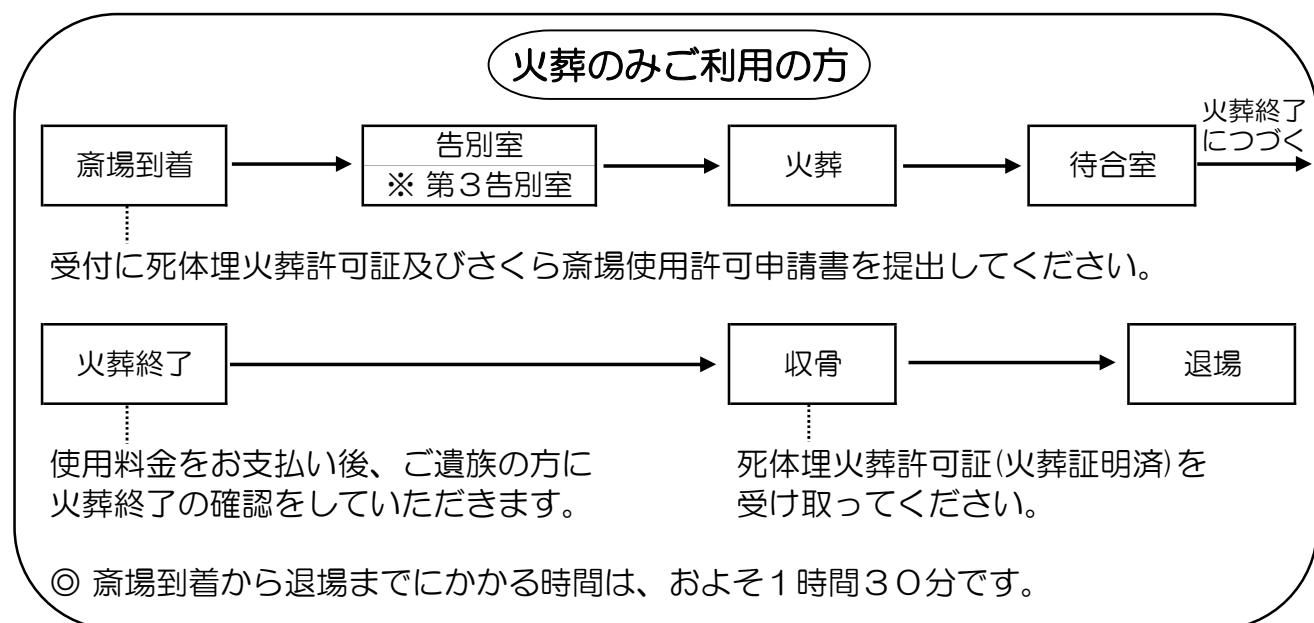
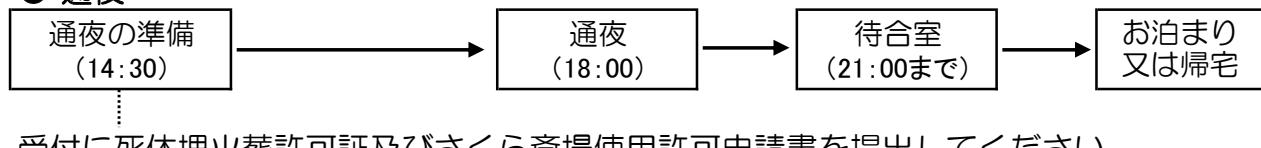
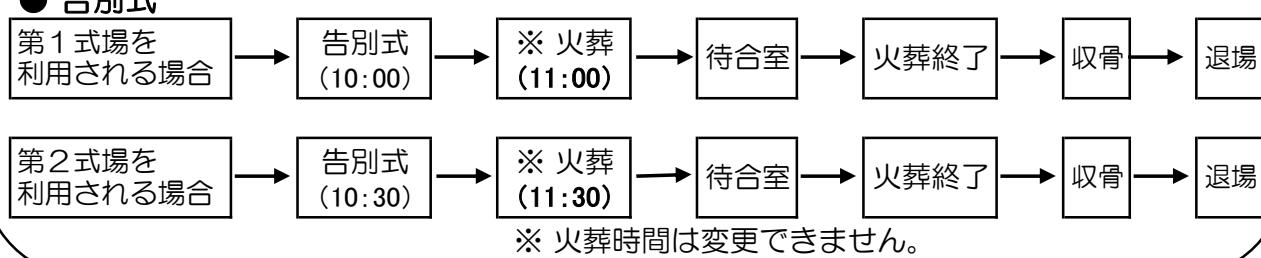
7

売店について

- 飲食、軽食類、葬祭用品等の販売や貸布団の注文取次を行っています。
 - 営業時間は、午前9時から午後5時までの間で施設利用のある時間帯です。
 - 夜間（お通夜）時は、お飲み物のみご利用いただけます。
- さくら斎場売店 電話・FAX 043-484-4080

8

斎場での主な流れ

**式場をご利用の方****● 通夜****● 告別式**

組合内・組合外の説明

○ 組合内

(1) 死亡者の住所が佐倉市、四街道市、酒々井町(以下、構成市町)にある場合

※ 胎児については、母又は父、もしくは母又は父の1親等以内の親族の住所が構成市町にあり、申請者となる場合

(2) 火葬許可証及び改葬許可証の申請をする方の住所が構成市町にあり、申請者となる場合

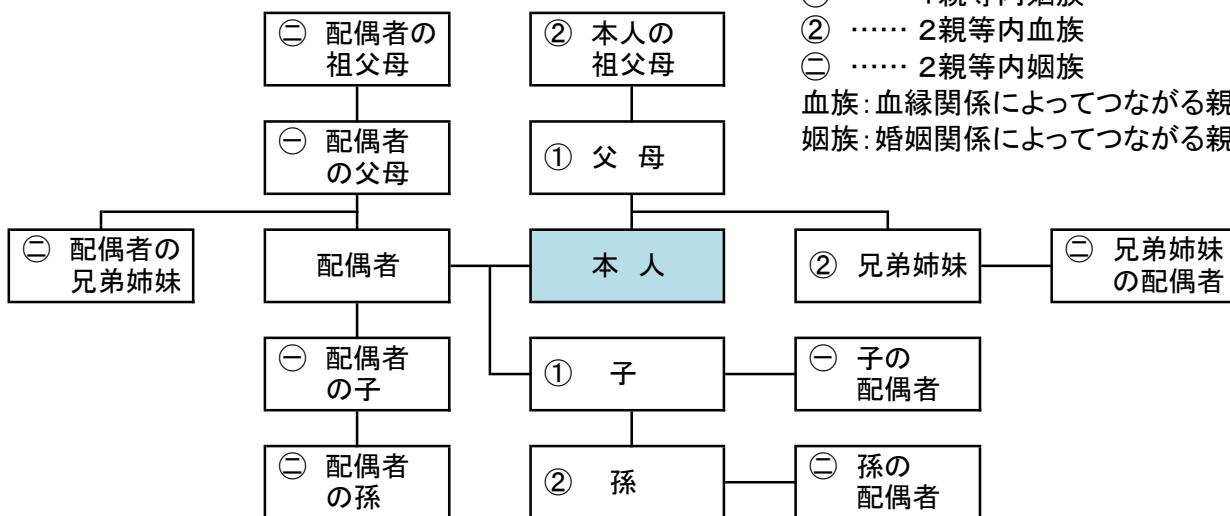
(3) 2親等内の親族の住所が構成市町にあり、申請者となる場合

(4) 身体の一部については、その本人

(5) 構成市町の官公署の長が申請者となる場合

○ 組合外 … 上記以外の場合

2親等以内親族の範囲



さくら斎場までのご案内

